

「清酒の製法品質表示基準を定める件」の一部改正（案） 新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">清酒の製法品質表示基準</p> <p>(特定名称の清酒の表示)</p> <p>1 次の表の左欄に掲げる清酒の特定名称は、当該清酒がそれぞれ同表の右欄に掲げる製法品質の要件に該当するものであるとき、当該清酒の容器又は包装に表示できるものとする。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 米こうじとは、白米にこうじ菌を繁殖させたもので、白米の<u>でん粉</u>を糖化させることができるものをいい、特定名称の清酒は、こうじ米の使用割合（白米の重量に対するこうじ米の重量の割合をいう。以下同じ。）が、15%以上のものに限るものとする。</p> <p>(4)～(8) (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>(必要記載事項の表示)</p> <p>3 次の各号に掲げる事項は、それぞれ当該各号に掲げるところにより、清酒の容器又は包装に表示するものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2) 保存又は飲用上の注意事項 製成後一切加熱処理をしないで製造場から移出する清酒には、<u>保存又は飲用上の注意事項</u>を表示する。</p> <p>(3) 原産国名 保稅地域<u>(関税法(昭和29年法律第61号)第29条(保稅地域の種類)に規定する保稅地域をいう。以下同じ。)</u>から引き取る清酒（<u>酒税法第28条の3第1項(未納税引取)の規定の適用を受け、未納税で引き取るものを除くものとし、当該引取り後、詰め替えて販売するものを含む。</u>）には、当該清</p>	<p style="text-align: center;">清酒の製法品質表示基準</p> <p>(特定名称の清酒の表示)</p> <p>1 次の表の左欄に掲げる清酒の特定名称は、当該清酒がそれぞれ同表の右欄に掲げる製法品質の要件に該当するものであるとき、当該清酒の容器又は包装に表示できるものとする。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 米こうじとは、白米にこうじ菌を繁殖させたもので、白米の<u>でんぷん</u>を糖化させることができるものをいい、特定名称の清酒は、こうじ米の使用割合（白米の重量に対するこうじ米の重量の割合をいう。以下同じ。）が、15%以上のものに限るものとする。</p> <p>(4)～(8) (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p>(記載事項の表示)</p> <p>3 次の各号に掲げる事項は、それぞれ当該各号に掲げるところにより、清酒の容器又は包装に表示するものとする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) <u>製造時期</u> 当該清酒を販売する目的をもって容器に充填し密封した時期を、次のいずれかの方法で表示する。ただし、第5項に掲げる貯蔵年数を表示するものにあつては、<u>製造時期に代えて製造場から移出した時期を表示すること、また、保稅地域から引き取る清酒（酒税法第28条の3第1項(未納税引取)の規定の適用を受け、未納税で引き取るものを除く。以下同じ。)</u>で、製造時期が不明なものにあつては、<u>製造時期に代えて輸入年月（関税法(昭和29年法律第61号)第67条(輸出又は輸入の許可)に規定する輸入許可書に記載されている年月をいう。)</u>を「輸入年月」の文字の後に表示することとして差し支えない。</p> <p>イ 製造年月 <u>令和元年5月</u> ロ 製造年月 <u>1. 5</u> ハ 製造年月 <u>2019. 5</u> ニ 製造年月 <u>19. 5</u></p> <p>(3) 保存又は飲用上の注意事項 製成後一切加熱処理をしないで製造場から移出する清酒には、<u>保存若しくは飲用上の注意事項</u>を表示する。</p> <p>(4) 原産国名 保稅地域から引き取る清酒（当該引取り後、詰め替えて販売するものを含む。）には、当該清酒の原産国名を関税法施行令（昭和29年政令第150号）第59条第1項に規定する輸入申告書に記載する原産地名をもって表示する。 この場合において、原産国名に続けて当該清酒の生産地名</p>

改正後	改正前
<p>酒の原産国名を関税法施行令（昭和29年政令第150号）第59条第1項（<u>輸出申告の手続</u>）に規定する輸入申告書に記載する原産地名をもって表示する。</p> <p>この場合において、原産国名に続けて当該清酒の生産地名を表示することとしても差し支えない。</p> <p>(4) 外国産清酒を使用したものの表示</p> <p>国内において、国内産清酒と外国産清酒の両方を使用して製造した清酒については、外国産清酒の原産国名及び使用割合を表示する。なお、使用割合は、10%の幅をもって表示することとして差し支えない。</p> <p>4 (省略)</p> <p>(任意記載事項の表示)</p> <p>5 次の各号に掲げる事項を清酒の容器又は包装に表示する場合は、それぞれ当該各号に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 原料米の品種名</p> <p>原料米の品種名は、当該原料米の使用割合（当該清酒の製造に使用した原料米の総使用量に占める割合をいう。以下同じ。）が50%を超える場合（複数の原料米の品種名を表示するときは、当該複数の原料米の合計の使用割合が50%を超える場合）に表示できるものとし、<u>表示に当たっては</u>、当該原料米の使用割合を併せて表示するものとする。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 貯蔵年数</p> <p>貯蔵年数（清酒を貯蔵容器に貯蔵した日の翌日からその貯蔵を終了した日までの年数をいう。以下同じ。）は、1年未満の端数を切り捨てた年数により表示するものとし、貯蔵年数の異なるものを混和した清酒である場合は、<u>貯蔵年数の最も短い清酒の年数をもって表示するものとする。</u></p> <p>(4)～(7) (省略)</p> <p>(8) 樽酒</p> <p>樽酒の用語は、木製の樽で貯蔵し、<u>木香の付いた清酒（瓶その他の容器に詰め替えたものを含む。）</u>である場合に<u>表示できるものとする。</u></p> <p>(9) (省略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(10) 製造時期の表示</p> <p><u>清酒を販売する目的をもって容器に充填し密封した時期を、製造時期であることを示す文字の後に表示するものとする。</u></p> <p><u>なお、製造時期の表示に当たっては、前項の規定に準じて</u></p>	<p>を表示することとしても差し支えない。</p> <p>(5) 外国産清酒を使用したものの表示</p> <p>国内において、国内産清酒と外国産清酒の両方を使用して製造した清酒については、外国産清酒の原産国名及び使用割合を表示する。なお、使用割合は、10%の幅をもって表示することとして差し支えない。</p> <p>4 (同左)</p> <p>(任意記載事項の表示)</p> <p>5 次の各号に掲げる事項を清酒の容器又は包装に表示する場合は、それぞれ当該各号に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 原料米の品種名</p> <p>原料米の品種名は、当該原料米の使用割合（当該清酒の製造に使用した原料米の総使用量に占める割合をいう。以下同じ。）が50%を超える場合（複数の原料米の品種名を表示するときは、当該複数の原料米の合計の使用割合が50%を超える場合）に表示できるものとし、<u>表示にあたっては</u>、当該原料米の使用割合を併せて表示するものとする。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 貯蔵年数</p> <p>貯蔵年数（清酒を貯蔵容器に貯蔵した日の翌日からその貯蔵を終了した日までの年数をいう。）は、1年未満の端数を切り捨てた年数により表示するものとし、貯蔵年数の異なるものを混和した清酒である場合は、<u>当該年数の最も短い清酒の年数をもって表示するものとする。</u></p> <p>(4)～(7) (同左)</p> <p>(8) 樽酒</p> <p>樽酒の用語は、木製の樽で貯蔵し、<u>木香のついた清酒（びんその他の容器に詰め替えたものを含む。）</u>である場合に<u>表示できるものとする。</u></p> <p>(9) (同左)</p> <p>(10) <u>受賞の記述</u></p> <p><u>受賞の記述は、公的機関（品質審査の実施方法が公開され、当該品質審査を毎年又は一定期間毎に継続して実施することとしている機関に限る。）から付与された賞である場合に、当該受賞した清酒と同一の貯蔵容器に収容されていた清酒について表示できるものとし、表示に当たっては、<u>授賞機関及び受賞年を併せて表示するものとする。</u></u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>行うものとし、保税地域から引き取る清酒（酒税法第28条の3第1項の規定の適用を受け、未納税で引き取るものを除く。）で製造時期が不明なものにあつては、製造時期に代えて輸入年月（関税法第67条（輸出又は輸入の許可）に規定する輸入許可書に記載されている年月をいう。）を輸入年月であることを示す文字の後に表示するものとする。</u></p> <p>（表示禁止事項）</p> <p>6 次の各号に掲げる事項は、これを清酒の容器又は包装に表示してはならないものとする。ただし、第3号に掲げる事項については、当該事項の表示の近接する場所に、第4項に規定するポイントの活字以上の大きさで、特定名称の清酒に該当しないことが明確に分かる説明表示がされている場合には、表示することとして差し支えない。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) <u>品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語。</u></p> <p>(3) （省略）</p> <p>附 則</p> <p>1 <u>この告示は、令和5年1月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>令和4年12月31日以前に、酒類の製造場（酒税法第28条第6項又は第28条の3第4項の規定により酒類の製造免許を受けた製造場とみなされた場所を含む。）から移出し、若しくは保税地域から引き取る清酒（同法第28条第1項、第28条の3第1項又は第29条第1項の規定の適用を受けるものを除く。以下同じ。）又は酒類の販売場から搬出する清酒の製法、品質に関する表示については、なお従前の例による。</u></p>	<p>（表示禁止事項）</p> <p>6 次の各号に掲げる事項は、これを清酒の容器又は包装に表示してはならないものとする。ただし、第3号に掲げる事項については、当該事項の表示の近接する場所に、第4項に規定するポイントの活字以上の大きさで、特定名称の清酒に該当しないことが明確に分かる説明表示がされている場合には、表示することとして差し支えない。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) <u>官公庁御用達又はこれに類似する用語</u></p> <p>(3) （同左）</p> <p>（新設）</p>